

## 自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について（概要）

（公布：令和元年 5月10日 施行：令和元年 6月15日）

今般、国土交通省において、貨物自動車運転者の長時間労働の是正と適正取引のため、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部が改正され、車両総重量8ト又は最大積載量5ト以上の事業用自動車に乗務したときに、集貨地点等で荷役作業又は付帯作業を実施した場合には、当該作業内容について運転日報への記録が義務づけられました。

### 1. 背景

トラック運送業においてはドライバーの長時間労働の是正が課題であり、長時間の荷待ち時間の発生のほかに、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準の超過を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっている。また、働き方改革関連法による令和6年度からの時間外労働の限度時間の設定（年間960時間）に向けて、これに適切に対応できる環境を早期に整えていく必要がある。

今般、こうした状況を踏まえ、拘束時間に関する基準の遵守など安全面、労務面でのコンプライアンスの確保や、取引環境の適正化に資するよう、荷役作業等に関する実態を把握し、過労運転の防止につながる観点から、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）について所要の改正が行われた。

### 2. 概要

貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条においては、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、休憩又は睡眠をした場合の地点・日時、荷待時間に関する事項等を記録するよう定めているところ。

今般、集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で積込み若しくは取卸し又は付帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（※）における次の事項についても、乗務記録の対象として新たに追加された。

- ① 集貨地点等
- ② 荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時
- ③ 荷主が①及び②の事項について確認した場合には、その旨
- ④ ①及び②の事項について荷主の確認が得られなかった場合には、その旨

※ 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合に限る。

※ 荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。

☆全日本トラック協会ホームページにチラシが掲載されますので、活用して下さい。